

昭和二十三年法律第百四十七号

検察審査会法

目次

第一次	第一章 総則（第一条—第四条）
第二次	第二章 檢察審査会及び検察審査会の構成（第五条—第十八条の二）
第三次	第三章 檢察審査会事務局及び検察審査会事務官（第十九条・第二十条）
第四次	第四章 檢察審査会議（第二十一条・第二十九条）
第五次	第五章 審査申立て（第三十条・第三十二条）
第六次	第六章 審査手続（第三十三条—第四十一条の八）
第七次	第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等（第四十一条の九—第四十一条の十二）
第八次	第八章 建議及び勧告（第四十二条）
第九次	第九章 檢察審査員及び補充員の保護のための措置（第四十二条の二）
第十次	第十章 罰則（第四十三条—第四十五条）
第十一次	第十一章 補則（第四十五条の二—第四十八条）
	附則

第一章 総則

第一条 公訴権の実行に關し民意を反映させてその適正を図るため、政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に検察審査会を置く。ただし、各地方裁判所の管轄区域内に少なくともその一を置かなければならぬ。

検察審査会の名称及び管轄区域は、政令でこれを定める。

第二条 檢察審査会は、左の事項を掌る。

一 檢察官の公訴を提起しない処分の當否の審査に関する事項

二 檢察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項

検察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をしたもの又は犯罪により害を被つた者（犯罪により害を被つた者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）の申立てがあるときは、前項第一号の審査を行わなければならぬ。

検察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職權で第一項第一号の審査を行うことができる。

第三条 檢察審査会は、独立してその職權を行う。

第四条 檢察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した十人の検察審査員を以てこれを組織する。

第五条 檢察審査員及び検察審査会の構成

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一 天皇、皇后、太皇太后、皇太子及び皇嗣

二 国務大臣

三 裁判官

四 檢察官

五 会計検査院検査官

六 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）

七 法務省の職員（非常勤の者を除く。）

八 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）

九 司法警察職員としての職務を行ふ者

第十条	自衛官
十一	都道府県知事及び市町村長（特別区長を含む。）
十二	弁護士（外国法事務弁護士を含む。）及び弁理士
十三	公証人及び司法書士
	検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除外される。

一	検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。
二	検察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。
三	検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
四	検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は被用者であるとき。
五	検察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。
六	検察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
七	検察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護人となつたとき。
八	検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

第八条 第二章

一 年齢七十年以上の者

二 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。

三 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員

四 学生及び生徒

五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者

六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

七 過去三年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による選任予定裁判員であつた者

八 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことのある者（同法第三十四条第七項（同法第三十八条第二項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不選任の決定があつた者を除く。）

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第十条 檢察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

第十一條 市町村の選挙管理委員会は、第九条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

第十二条 市町村の選挙管理委員会は、第十条第一項の規定により選定した検察審査員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知つたときは、前条の規定により検察審査員候補者予定者名簿を送付した検察審査会事務局にその旨を通知しなければならない。ただし、当該検察審査員候補者の予定者が属する群の検察審査員の任期が終了したときは、この限りでない。

第十二条の二 検察審査会事務局長は、第十一条の規定による検察審査員候補者予定者名簿の送付があつたときは、これに基づき、政令で定めるところにより、検察審査員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者名簿については、記録。第三項において同じ。）をした検察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

第十二条の四 検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる者であること。

第十二条の五 第十二条の二第三項の規定による通知を受けた検察審査員候補者のうち、第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者は、検察審査会に対問をすることができる。

第十二条の六 第十二条の二第三項の規定による通知を受けた検察審査員候補者のうち、第八条第一号から第八号までに掲げる者又は同条第九号に規定する事由に該当する者は、検察審査会に対し、検察審査員又は補充員となることについて辞退の申出をすることができる。

第十二条の七 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する情報を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第十二条の八 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から消除しなければならない。

第十三条 検察審査会事務局長は、毎年十二月二十八日までに第一群検察審査員候補者の中から各五人の、三月三十日までに第二群検察審査員候補者の中から各六人の、六月三十日までに第三群検察審査員候補者の中から各五人の、九月三十日までに第四群検察審査員候補者の中から各六人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

第十四条 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各一人の立会いをもつてこれを行わなければならぬ。この場合において、立会いをした者は、検察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

第十五条 検察審査員及び補充員の任期は、第一群については二月一日から七月三十一日まで、第二群については五月一日から十月三十一日まで、第三群については八月一日から翌年一月三十一日まで、第四群については十一月一日から翌年四月三十日までとする。

第十五条 前条に規定する各群の検察審査員及び補充員のいずれかの任期が開始したときは、その都度速やかに検察審査会議を開き、検察審査会長を互選しなければならない。この場合において、検察審査会長が互選されるまでは、検察審査会事務局長が検察審査会長の職務を行ふ。

検察審査会長は、検察審査会議の議長となり、検察審査会の事務を掌理し、検察審査会事務官を指揮監督する。

検察審査会長の任期は、その互選後最初の前条に規定する各群の検察審査員及び補充員の任期が終了する日までとする。

第一項の規定は、検察審査会長が欠け、又は職務の執行を停止された場合にこれを準用する。前項に規定する場合を除くの外、検察審査会長に事故のあるときは、予め検察審査会の定める順序により他の検察審査員が臨時に検察審査会長の職務を行う。

第十六条 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前条第一項の検察審査会議の開会前、検察審査員及び補充員に対し、検察審査員及び補充員の権限、義務その他必要な事項を説明し、宣誓をさせなければならない。

宣誓書には、良心に従い公平誠実にその職務を行ふべきことを誓う旨を記載しなければならない。

地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、検察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する検察審査員は、その職務の執行を停止される。

- 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者
- 逮捕又は勾留されている者

第十二条の六の規定は、前項各号に掲げる者に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情の調査について準用する。

第十八条 検察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の検察審査員を選定しなければならない。

前項のくじは、検察審査会事務官の立会を以てこれをを行わなければならない。

第十八条の二 検察審査会事務官は、検察審査員又は補充員が欠けた場合において、必要と認める員数の補充員（以下この条において「追加補充員」という。）を選定することができる。ただし、追加補充員を含め、検察審査員及び補充員の員数の合計が二十二人を超えてはならない。

前項の規定による選定は、政令で定めるところにより、欠けた検察審査員又は補充員が属する群の検察審査員候補者の中から検察審査会事務局長がくじで行う。

追加補充員の任期は、その者が属する群の検察審査員の任期と同一とする。ただし、第一項の選定がその群の検察審査員の任期が開始した後に行われたときは、その任期は、当該選定が行われた日の翌日から開始するものとする。

第十三条第二項の規定は追加補充員の選定に係る第二項のくじについて、第十六条の規定は追加補充員に対する説明及びその宣誓について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による選定後最初の」と読み替えるものとする。

第三章 検察審査会事務局及び検察審査会事務官

第十九条 各検察審査会に事務局を置く。

第二十条 各検察審査会に最高裁判所が定める員数の検察審査会事務官を置く。

検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命じ、検察審査会事務官の勤務する検察審査会は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを定める。最高裁判所は、各検察審査会の検察審査会事務官のうち一人に各検察審査会事務局長を命ずる。

検察審査会事務局長及びその他の検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮監督を受けて、検察審査会の事務を掌る。

第四章 検察審査会議

第二十一条 検察審査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月にそれぞれ検察審査会議を開かねばならない。

検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を招集することができる。

第二十二条 検察審査会議の招集状は、検察審査会長が、検察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十三条 検察審査員及び補充員に対する招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に応じないときは過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第二十四条 検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集に応ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができる。この場合においては、書面での事由を説明しなければならない。

第二十五条 検察審査会は、検察審査員全員の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

検察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第三十四条の規定により除斥の議決があつたときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行ふ者を選定しなければならない。

第十八条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十六条 补充員は、検察審査会の許可を得て、検察審査会議を傍聴することができる。

第二十七条 検察審査会議の議事は、過半数でこれを決する。

第二十八条 検察審査会議の議事については、会議録を作らなければならない。

会議録は、検察審査会事務官が、これを作ること。

第二十九条 検察審査員及び补充員には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、その額は、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第五章 番查申立て

第三十条 第二条第二項に掲げる者は、検察官の公訴を提起しない处分に不服があるときは、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会にその处分の当否の審査の申立てをすることができる。ただし、裁判所法第十六条第四号に規定する事件並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪に係る事件については、この限りでない。

第三十一条 審査の申立ては、書面により、且つ申立ての理由を明示しなければならない。

第三十二条 検察官の公訴を提起しない処分の当否に關し検察審査会議の議決があつたときは、同一事件について更に審査の申立てすることはできない。

第六章 審査手続

第三十三条 申立てによる審査の順序は、審査申立ての順序による。但し、検察審査会長は、特に緊急を要するものと認めるときは、その順序を変更することができる。

職権による審査の順序は、検察審査会長が、これを定める。

第三十四条 検察審査会長は、検察審査員に対し被疑者の氏名、職業及び住居を告げ、その職務の執行から除斥される理由があるかないかを問わなければならない。

検察審査員は、除斥の理由があるとするときは、その旨の申立てをしなければならない。

除斥の理由があるとするときは、検察審査会議は、除斥の議決をしなければならない。

第三十五条 検察官は、検察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

第三十五条の二 前条に定めるもののほか、検察審査会が審査を行う場合においては、検察官は、当該審査に係る事件について被疑者との間でした刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百五十条の二第一項の合意があるときは、同法第三百五十条の三第二項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

前項の規定により当該書面を検察審査会に提出した後、検察審査会が検察官の公訴を提起しない処分の当否について議決をする前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三百五十条の十第二項

の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。

第三十六条 検察審査会は、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三十七条 検察審査会は、審査申立て人及び証人を呼び出し、これを尋問することができる。

検察審査会は、証人がその呼出しに応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。

前項の請求があつたときは、裁判所は、召喚状を発しなければならない。

前項の召喚については、刑事訴訟法の規定を準用する。

第三十八条 検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的な助言を徴することができる。

第三十九条 証人及び第三十八条の規定により助言を徴せられた者には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、その額は、刑事訴訟費用等に関する法律の規定により証人に給すべき額を下すことができない。

第四十条 検察審査会は、審査申立て人は、検察審査会に意見書又は資料を提出することができる。

第四十一条 検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その賛本を當該検察官に指揮監督する検事正及び検察官適格審査会に送付し、その議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第三十条の規定による申立てをした者があるときは、その申立てにかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

前項の議決をするには、第二十七条の規定にかかわらず、検察審査員八人以上の多数によらなければならぬ。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百五十九条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条第十一条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。（处分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日前に当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項（罰則に関する経過措置）第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条第十一条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日）

第一条 (平成一一年一一月八日法律第一五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第一条 (平成一二年五月一九日法律第七四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(附則) (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中刑事訴訟法第二百三十五条の改正規定及び第二条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日）
附則 (平成一六年三月三一日法律第八号)
(施行期日)

第一条 (平成一六年五月二八日法律第六二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条（刑事訴訟法第二百六十七条の次に一条を加える改正規定に限る。）、第二条、第三条（検察審査会法第八条第四号の次に三号を加える改正規定を除く。）並びに附則第七条（附則第三条の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第八条の規定（公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日）
三 第三条（検察審査会法第八条第四号の次に三号を加える改正規定に限る。）の規定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の施行の日）
(検察審査会法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第八条 第三条の規定の施行前にした行為に対する検察審査会法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄

五百九条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条(検察審査会法第五条、第六条及び第九条から第十二条までの改正規定、同法第十二条の次に六条を加える改正規定、同法第十三条から第十五条までの改正規定並びに同法第七章の次に一章を加える改正規定に限る。)及び次条から附則第四条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条(検察審査会法第七条第四号及び第十六条第一項の改正規定、同法第十七条に一項を加える改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条の改正規定に限る。)及び附則第五条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第二条及び第三条(検察審査会法第八条の改正規定に限る。)の規定 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に選定されている検察審査員候補者に係る検察審査員としての資格、当該資格に関する市町村の選挙管理委員会による通知、当該検察審査員候補者からの検察審査員及び補充員の選定並びにその任期については、第三条(同号に規定する改正規定に限る。)の規定による改正後の検察審査会法(次項及び次条において「新法」という。)第五条、第六条、第十二条、第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第十二条の二から第十二条の七までの規定は、前条第一号に掲げる規定の施行後に選定された検察審査員候補者並びに当該検察審査員候補者から選定された検察審査員及び補充員について、適用する。

3 第三条(前条第二号に規定する改正規定に限る。)の規定による改正後の検察審査会法第十八条の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行後に選定された検察審査員候補者から選定された検察審査員及び補充員(他の群の検察審査員が当該規定の施行前に選定された検察審査員候補者から選定された検察審査員である場合を除く。)について、適用する。

第三条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後となる場合には、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第十二条の五の規定の適用については、同条中「第八号」とあるのは「第四号」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条(刑事訴訟法第三百一条の次に一条を加える改正規定を除く。)及び第四条の規定並びに附則第七条及び第十一条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。